

情報通信審議会 総会（第 56 回）議事録

1 日時 令和 8 年 5 月 8 日（金）15:00～15:50

2 場所 第 1 特別会議室（Web 会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、石井 夏生利、
伊丹 誠、内山 隆、江崎 浩、大柴 小枝子、大橋 弘、岡田 羊祐、
閑歳 孝子、桑津 浩太郎、竹内 健蔵、丹 康雄、東條 吉純、
長谷山 美紀、藤井 威生、増田 悦子、横田 純子（以上 19 名）

（2）総務省

堀内 詔子（総務副大臣）、竹村 晃一（総務審議官）、
今川 拓郎（総務審議官）、山碕 良志（官房長）、
赤阪 晋介（官房総括審議官）、藤田 清太郎（官房総括審議官）

（国際戦略局）

布施田 英生（国際戦略局長）

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（官房審議官）、
荒井 陽一（官房審議官）、井田 俊輔（総務課長）、
佐伯 宜昭（放送政策課長）、
増原 知宏（放送政策課 新事業領域創造推進室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（電気通信事業部長）、
翁長 久（電波部長）、小川 裕之（電波部 電波政策課長）、
金子 裕介（電波部 電波政策課 企画官）、
五十嵐 大和（電波部 移動通信課長）、
向井 ちほみ（電波部 電波環境課長）、
松宮 志麻（電波部 電波環境課 認証推進室 電波利用環境専門官）

（サイバーセキュリティ統括官）

三田 一博（サイバーセキュリティ統括官）

(3) 事務局

金子 創 (情報通信政策課 総合通信管理室長)

4 議 題

(1) 答申案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(900MHz 帯を使用する新たな無線利用) 及び「無線局の免許制度等の在り方」(無線設備の認証制度の在り方) について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

(2) 諮問案件

「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について

【令和8年5月8日付け諮問第31号】

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○遠藤会長 ただいまから情報通信審議会第56回総会を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議とハイブリッド形式にて会議を開催させていただいております。現時点で、委員30名中17名が御出席いただいております、定足数を満たしていることをお知らせいたします。

会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただいております。また、本日は、途中から堀内副大臣から御挨拶をいただける予定になっております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申案件1件、諮問案件1件、そして報告案件1件、以上3件でございます。

(1) 答申案件

「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(900MHz帯を使用する新たな無線利用)及び「無線局の免許制度等の在り方」(無線設備の認証制度の在り方)について

【令和7年2月3日付け諮問第30号】

○遠藤会長 初めに、答申案件の諮問第30号、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(900MHz帯を使用する新たな無線利用)及び「無線局の免許制度等の在り方」(無線設備の認証制度の在り方)につきまして審議をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会におきまして、精力的に調査、審議をいただき、このたび一部答申を取りまとめたいただいたということでございます。本日は、情報通信技術分科会分科会長の高田委員が御欠席でございますので、分科会長代理の長谷山委員及び委員会事務局から御説明をいただきたいと思います。

○長谷山委員 会長代理の長谷山でございます。資料56－1－2が答申案でございます

が、大部のため、資料56－1－1の概要資料に基づきまして説明させていただきます。

本件は、昨年2月に総務大臣より諮問を受けた諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」及び「無線局の免許制度等の在り方」について、情報通信技術分科会及び電波有効利用委員会において、調査・審議を重ねてきたものでございます。「周波数割当の在り方」につきましては、昨年3月の電波有効利用委員会において検討を開始いたしまして、900MHz帯を使用する新たな無線利用について議論を深めてまいりました。

また、「無線局の免許制度等の在り方」につきましては、昨年7月に委員会の下に設置いたしました6回の作業班において検討を実施し、無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証の在り方等について議論を深めてまいりました。

そして、4月2日の第194回分科会におきまして、本日の答申案を議決したところでございます。

内容の詳細につきましては、事務局より説明いたします。

○五十嵐移動通信課長 第2章、900MHz帯を使用する新たな無線利用につきまして、御説明申し上げます。

同じ資料の4ページを御覧ください。

現在、900MHz帯では、携帯電話をはじめ様々な無線システムが運用されておりますが、その1つにMCA陸上移動通信と呼ばれるシステムがあります。このMCAは、中継局を介して複数の通信チャネルを多くの利用者が共同で利用する無線システムです。現在、一般財団法人移動無線センターが中継局を運用しておりまして、デジタルMCAとMCAアドバンスと呼ばれるサービスを提供しております。このうち、デジタルMCAは20年以上前となる2003年にサービスが開始されたもので、当時普及していた第2世代携帯電話と同等のシステムを採用しております。このため、機器の老朽化などに伴いまして、2029年、3年後の5月末でサービスを終了するということが公表されております。また、デジタルMCAの高度化システムとして開始されましたMCAアドバンスサービスは、一般名として高度MCAと呼ばれ、LTEと同等の技術を採用したのですが、携帯電話や衛星通信システムなどの普及などの環境変化の中で、加入者数が当初の想定を大幅に下回り、事業改善の見通しが立たないとしまして、2027年、来年の3月でサービスを終了することが公表されております。

移動無線センターによるMCAサービス終了の方針を受けまして、電波有効利用委員会

におきまして、その跡地の活用方策について御議論いただきました。900MHz帯の割当状況を5ページ目の下半分にお示ししておりますが、今回はこの右側の赤枠で囲いました2つの帯域につきまして検討を進めるため、昨年8月から10月にかけて、総務省において利用ニーズの調査を実施いたしました。調査の結果、7者から8件の提案がございましたが、うち1件は、その後、提案の取下げがございましたので、6者から計7件の御提案を対象に御検討いただきました。

6ページ目では、提案概要を一覧としております。各提案を周波数軸で分類いたしますと、上の2つが主に高度MCAの帯域の使用を希望する提案、下の3つが主にデジタルMCAの帯域の使用を希望する提案、そして、高度MCA、デジタルMCA両方の帯域にまたがった使用を希望する提案と、このように3つに分類できます。

7ページ目では、提案の内容が非常に多様でありましたことから、統一的な観点によるヒアリングを行うため、ニーズ、実現可能性、社会的な効果、技術的な要素の4つの観点を整理いただきました。その後、電波有効利用委員会において、提案者からのヒアリングを行った上で、委員会構成員各位に、それぞれの提案に対するコメントを作成いただきまして、事務局において報告として取りまとめております。

資料の8ページ以降、提案ごとに1行ずつ、ヒアリングの観点ごとに委員会におけるコメントを要約して記載しておりますが、時間の関係もありますので、個別の説明は割愛いたします。

14ページは、提案ごとのコメントを踏まえまして、900MHz帯の活用方策として総括したものです。この総括に当たりましては、先ほど申し上げた提案帯域に着目をいたしまして、高度MCAの帯域の使用を希望するもの、デジタルMCAの帯域の使用を希望するもの、そして両方の帯域にまたがった使用を希望するものに分けてまとめております。

まず、主に高度MCAの帯域の使用を希望する提案が、MetCom株式会社と株式会社NTTドコモの2者からございました。委員会での検討を踏まえまして、委員会報告では、ニーズや社会的意義が明確で実現可能性も高い新高度MCAとしての活用を検討していくことが適当とされております。

次に、デジタルMCAを用いている帯域の使用を希望する提案がWi-SUN Alliance、802.11ah推進協議会、一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構の3者からございました。委員会での検討を踏まえまして、報告では、よりニーズが明確で、他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当とされ

ております。

最後に、両方の帯域にまたがった使用を希望する提案が有限会社プリシード1者からございました。委員会での検討を踏まえまして、プリシードの提案につきましては、新たに導入する必然性に欠けるとされております。

15ページでは、最後に、今後の検討課題をまとめております。今回検討いただきました900MHz帯はサブギガヘルツ帯とも呼ばれ、いわゆるプラチナバンドとされる周波数帯です。このたび新たに活用を検討していくこととなった無線システムの導入に当たっては、総務省において、新たな無線システムと携帯電話等既存無線システムとの間の共用可能性について技術的な検討を行うことが必要とされております。特に、ラジオマイクにつきましては、近年WMASと呼ばれる周波数の利用効率が高い方式が海外で実用化されておりますので、このような技術を積極的に取り込んでいくことが望まれるとされております。また、プラチナバンド全体の逼迫状況に鑑みれば、こういった新技術の採用や運用上の工夫など、この帯域の有効利用を一層推進することが期待されるともされております。加えて、新たな無線システムの導入後も継続的に電波の有効利用を図っていくことが求められるとされております。

第2章についての御説明は以上です。

○松宮電波利用環境専門官 引き続きまして、諮問第30号のうち、無線局の免許制度等の在り方について、事務局電波環境課電波利用環境専門官、松宮より説明いたします。

第3章、無線設備の認証制度の在り方についてです。

まず、本検討の背景を説明いたします。無線設備の認証を取り巻く状況の変化への対応に当たり、重要なポイントは2点あります。

まず1点目は、無線設備の進展を踏まえた新たな無線設備の円滑な認証審査の実施です。特に、近年利用が進んでおりますソフトウェアアップデートによる無線機能の変更への対応、加えて、5G以降のネットワークを柔軟かつ経済的に構築するため、極めて重要な技術です。携帯電話基地局のOpen RANやvRANへの対応が喫緊の課題となっております。

2点目は、現行の認証制度において顕在化している課題の是正です。製品において適マークが確認できないケースや、基準不適合設備の利用防止の徹底が図れないケースについての対応が求められています。

この2点について検討を進めてまいりました。

18ページ目では、各課題の内容を説明いたします。

ハードウェアで実装していた無線機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線技術が進展しています。一方で、電磁的方法による表示がなされていない特定無線設備は、新しい技術基準等に対応するため、ソフトウェアアップデートを行う場合、現状制度においては新たな認証番号が付与され、技適マークの貼り替えのために製品の改修が必要であることから、認証取得者にとって負担となっているという課題があります。

19ページ目、携帯電話基地局の無線設備について、Open RAN及びvRANの進展普及が進んでいますが、現状制度における審査に当たっては、CU/DUのハードウェアやソフトウェアの変更があった場合、組合せごとに再認証を要するため、膨大な工事設計認証の取得が必要となります。加えて、再認証ごとに新たな認証番号が付与されるため、技適マークの貼り替えが必要であり、認証取得者の負担となっている現状があります。加えて、電波有効利用委員会において、認証対象範囲を必要最小限とするよう求める御意見、また、電波の電気的特性に影響のない部品の再認証が認証取得者の負担となっているとの指摘もいただいたところです。

20ページ目、こうした課題について、欧米を中心とする諸外国における認証制度も参考に、我が国に適する方法を検討してまいりました。

21ページ目、検討結果をお伝えいたします。無線機能を変更するソフトウェアアップデートの認証の在り方として、ソフトウェアバージョン情報を加えて認証情報を管理し、技適マークの貼り替えが発生しないよう、ソフトウェアアップデート前の認証番号と同一の認証番号とすることを可能とする方法が適当であると整理しています。なお、カナダの認証方法と近い方法となります。ただし、同一認証番号であったとしても、ソフトウェアアップデート前と後との認証を区別する必要がありますため、対象の無線設備の管理画面によりソフトウェアバージョンの情報を確認できることを本認証制度の適用の要件とすることが適当であると整理しています。

加えて、無線局の開設・運用の条件が変更となるソフトウェアアップデートによる無線機能の更新は、意図しない電波法違反につながる可能性を高めることから、本認証制度が適用可能なソフトウェアアップデートは、無線局の開設・運用の条件を生じさせないことを原則とし、認証ルールに関する混乱を避けるため、本認証制度が適用可能な無線設備の種別などの要件をあらかじめ規定することが適当であるとされています。

22ページ目、Open RAN・vRANの認証に当たっては、ハードウェア管理等を簡素化する

一方、ソフトウェアバージョン情報を管理し、RU単位での同一認証番号を認めることが適当であるとされています。

Open RAN・vRANの認証範囲につきましては、RU単体ではなくCU+DU+RUとすることが適当とされています。また、部品交換の認証取扱の整理も行ったところです。

23ページ目、現行認証制度における顕在化している課題とその対応について、次のように整理いたしました。技適マークの表示には、マークに加え認証番号の表示も必要なため、表示に要する面積が大きい状況にある一方で、無線製品には、他の法律に基づくマークや外国法に基づくマーク等を表示する必要があるとあり、技適マークを表示するスペースの確保が困難なケースが発生しています。また、無線設備を組み込む製品において技適マークを確認できないケースが発生していることについては、最終製品に技適マークを表示することがメーカーにとって負担が大きいことが1つの要因となっていることが確認されたところです。

24ページ目、技適マークの確認という側面からは、電子商取引（EC）販売の増加によって、消費者が技適マークの表示を確認できないまま購入の判断をしなければならないケースが増加しているといった環境の変化があります。そして、技適マークの表示を確認できないことによって、利用者が電波法違反となる可能性や、施設の電波管理ができないといった影響が出ていることが指摘されています。

25ページ目、こうした課題の今後の取組の方向性としては、技適マークの表示方法について、利用者と製品メーカーの意見が両立する新たな規律が求められているため、現状を適切に踏まえた上で、無線設備の利用者、製品メーカー、販売者、ECモール運営事業者といった関係者の意見を十分に聴取した上で検討する必要があります。加えて、技術基準適合性に関する情報の提示の推進、電波法上の利用者のリスクや注意事項について購入者への確実な情報伝達の推進、購入者に対する周知・啓発の強化、市場監視の改善を行っていくことが適当と整理されています。

今後につきましては、答申いただきましたら、新たな無線設備の認証審査について、総務省において速やかな制度化を進めてまいりたいと考えているところです。

○遠藤会長 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明をいただきました内容につきまして、皆様から御意見、御質問をいただければと存じます。

○内山委員 特に質問等はございません。

まず、第2章の電波配分の件に関して、これは総務省にとっても永遠の課題とは思ひ

ますので、もちろんそのとき、そのときの適切性あるいは公平性に基づいて判断されているものというふうに推察をいたします。

それから、第3章の件、確かに個人的にもいろいろ思い浮かぶことがたくさんありまして、確かに有線でつなぐものよりも無線でつなぐものが増えてきたなという感じがありますし、それに関しては本当に技適を取っているものかどうか怪しいものがたくさんある中で、こういう悩みがあるということも含めて、改めて勉強はさせていただきました。引き続き御検討いただければというところでございます。

○遠藤会長 ありがとうございます。

○藤井委員 藤井でございます。ただいま報告いただいた内容は、電波有効利用委員会で、主査として報告書の取りまとめに関わりましたので、少し補足で説明させていただければと思います。

検討の内容のうち、先ほど説明ありましたうちの前半部分、900MHz帯の割当てについては、こちら、プラチナバンドとも呼ばれる非常に使いやすい帯域であるということから、かなり多数の利用希望があったという状況でございます。一方で、本帯域と隣接帯域の干渉を回避するために、リソースの制限や、技術的な課題もあるような帯域でございまして、それらを踏まえて、最終的にニーズや実現可能性を踏まえた結果、今回は高度MCA及び特定ラジオマイクとして活用を検討していくということでもまとめております。この後、技術的な検討が必要な部分もあるかと思いますが、これを基本として、うまくこの帯域を活用していただけるとよいのではないかとというようにまとめているところでございます。

一方で、後半の認証の在り方については、先ほど内山委員からもありましたが、技術不適合の製品をどういうふうにするか、扱うかと非常に難しい問題もあります。特にユーザーが意図せず使ってしまうというところで、ユーザーが電波法違反に問われてしまうという状況が、特にECモールですぐに物が買えてしまうところであるということところが課題になっていますが、それについては、引き続き環境整備を行った上で、うまく対応してほしいというようなまとめになっております。

この後半部分の前半で説明のあった、メーカーの要請などを踏まえた見直しについては、かなりメーカーからの希望に沿った形での修正もできているのではないかと思いますので、これを基に技適を取った機器の普及や日本からの製品の多様化、新しい製品の登場などに貢献できるとよいのではないかなと思っているところでございます。

以上、補足をさせていただきました。ありがとうございました。

○遠藤会長 藤井先生、ありがとうございました。

それでは、この辺りで審議は終了させていただきたいと思います。定足数を満たしてございますので、本件につきましては、資料56－1－3のとおり答申をするということとしてはいかがかと思いますが、御異存ございませんでしょうか。

(異議の申出なし)

○遠藤会長 皆さん御異存ないということでございますので、本案をもって答申をさせていただきますと存じます。

最後に、私からも、少しコメントをさせていただければと思います。

高田分科会長及び長谷山分科会長代理をはじめ、委員、専門委員の皆様方におかれましては、大変精力的に御検討をいただき、感謝を申し上げたいと存じます。「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」及び「無線局の免許制度等の在り方」一部答申につきましては、900MHz帯の活用の方法、そして無線設備の認証制度などにつきまして、検討事項について専門的な見地から具体的かつ集中的な検討を行っていただき、900MHz帯を利用する新たな無線利用及び無線設備の認証制度の在り方に関する基本的な考え方を示していただきました。

総務省におかれましては、本一部答申で示した基本的な考え方を踏まえまして、さらに詳細な御検討をいただき、電波のさらなる有効利用につながる900MHz帯の活用、そして認証制度を実現いただきたいと期待をしております。

私からは以上でございます。堀内副大臣においでいただく予定になってございますので、少しお待ちしたいと思います。

(報道関係者入室)

(堀内総務副大臣入室)

○金子総合通信管理室長 これより、答申書の手交を行っていただきます。

○遠藤会長 答申書。令和7年2月3日付諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(900MHz帯を使用する新たな無線利用)及び「無線局の免許制度等の在り方」(無線設備の認証制度の在り方)につきまして、審議の結果、別紙のとおり答申をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(答申書手交)

○金子総合通信管理室長　それでは、ただいまの答申に対しまして、堀内副大臣より御発言をいただけるということでございますので、お願いを申し上げます。

○堀内総務副大臣　総務副大臣の堀内詔子でございます。日頃より情報通信行政に格段の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま一部答申をいただきました「周波数の割当の在り方」、「無線局の免許制度の在り方」について、遠藤会長はじめ委員の皆様方に熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございます。「周波数の割当の在り方」においては、プラチナバンドである900MHz帯を使用する新たな無線利用の今後の活用方策について御提言をいただきました。また、「無線局の免許制度等の在り方」においては、無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証の在り方、そして現行の認証制度における課題への対応について御提言をいただいたところでございます。

本日いただきました一部答申を踏まえ、総務省において制度整備や技術的検討を着実に進めてまいりたいと考えております。

さらに、この後、「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について諮問させていただきます。放送は、取材に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信し、国民の「知る権利」、これを充足するという社会的な役割を担っております。多様化する情報空間の中で、放送の価値・役割を改めて明らかにした上で、放送事業の成長と持続可能性を確保していく総合的な方策を検討することが必要です。本件につきましても、これまで同様、精力的な御議論を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、引き続き情報通信行政の一層の御指導と御協力をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○遠藤会長　ありがとうございました。堀内副大臣は、御公務のため、ここで御退席をされます。

○堀内総務副大臣　ありがとうございました。

（２）諮問案件

「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について

○遠藤会長　続きまして、諮問案件に移ります。諮問第31号、情報空間の多様化に対応

した今後の放送事業の在り方につきまして、総務省から御説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○佐伯放送政策課長 資料56－2－2に基づき御説明します。

まず3ページ目、現在の放送を取り巻く社会環境の変化です。

スライド上部は若者を中心としたテレビ離れに関するデータです。1日15分以上テレビを見る率である行為者率が非常に下がってきており、特に10代、20代の若者においては大体半分程度とななっています。端末普及率もスマートフォンの普及率がテレビの普及率を上回っています。若年層ではテレビ端末の保有率が3人に2人程度まで落ち込んでいます。

一方、スライド下部のとおり、インターネット利用は着実に進展しています。2023年度にはネット利用がテレビのリアルタイム視聴を初めて超過しました。また、インターネットの広告費も地上波テレビの広告費を2019年に上回り、その後も差が拡大しているところです。

4ページ目、インターネットを含めた情報空間ではいわゆるアテンション・エコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、偽・誤情報といった問題が顕在化するなどの諸課題があります。そうした中で、テレビの信頼度、重要度はネットと比較して全年代でおおむね高くなっているというデータも存在するところです。

5ページ目、ローカルテレビの収支状況はコロナ禍以前から営業利益が減少傾向にあり、10年前と比較して約57%減少しています。

また、衛星放送も加入件数が減少傾向になってます。

衛星が担っていた多チャンネル・高画質コンテンツを発信する役割が配信事業サービスにシフトしている中で、放送事業者も配信マーケットを開拓しています。民放キー局が共同出資する国内配信のプラットフォームTVerは、ユーザー数が順調に伸長しています。また、放送コンテンツを海外に輸出する等といった放送外で収入を確保する取組が進められているところです。

6ページ目、放送インフラですが、現在NHKと民放が地上波中継局の共同利用に関するプロジェクトを進めており、当面の間、地上放送のネットワークインフラの維持はされるのではないかと考えられています。

ただ一方で、今後地域の人口減少が加速していけば、将来的にはこれも困難となってくるおそれがあると考えられています。また受信者側に関しても、放送の難視聴解消

のために地域住民等が共同で設置したいいわゆる辺地共聴施設が、住民の高齢化や組合員の減少等によって、設備の老朽化や維持管理の困難といった課題に直面しているところ
です。また衛星放送インフラについても、インフラコスト削減のために次期衛星を共同
衛星とする免許方針をして示しておりますが、一方で、昨今、BS民放5社が4K放送を
終了する方針を表明しており、今後生じる空き帯域をどうするか等の課題も出てきてい
ます。

7ページ目、民放のみならず公共放送のNHKについても様々な問題、課題があるところ
です。NHKの業務は法律上実施が義務づけられている必須業務とNHKの判断にその実施
が任されている任意業務に大別されますが、必須業務を行うための主たる財源である受
信料収入は減少傾向にあるところです。また、NHKの受信料契約には地上契約と衛星契
約がありますが、契約総数、衛星契約数ともに若干の減少傾向にあります。

こうした中で、NHKも放送のみならず配信にも業務を伸ばしていくべく、法律改正
により、NHKの放送番組の同時配信、見逃し・聞き逃し配信、番組関連情報の配信が、
昨年の秋から必須業務化されています。また、それ以外にもNHKは任意業務として、NHK
オンデマンドというインターネットでの有料配信を実施しているところです。

以上が放送を取り巻く主な概況。です。こうした状況を踏まえ、今回諮問させていた
だきたいのが1ページ目です。

放送は、これまで健全な民主主義の発達に資する基盤として、国民の社会生活に関わ
る基本的な情報を送り届けるという社会的な役割を果たしてきました。しかしな
がら、御説明したとおり、情報空間の多様化やテレビ離れ、地域の人口減少といった環
境変化が続く中で、様々な課題が生じてきているところです。他方で、ネットを含む情
報空間は弊害もあり、改めて放送には取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
機能を発揮することが期待されているところです。

これらを踏まえ、多様化する情報空間の中での放送の価値・役割を明らかにした上で、
放送事業の成長と持続可能性を確保していく総合的な方策を検討するため、今後の放送
事業の在り方について諮問させていただきたいと思います。

答申を希望する事項について2ページ目に少しブレイクダウンしして記載しています。
1つ目は、(1) 情報空間が多様化していく中での放送の価値・役割です。情報空間の
多様化が進み、健全性の確保が重要な課題となっている中で、今後放送が果たしてい
くべき価値・役割について明らかにしていただければと存じます。そうした価値・役割の

中中で、(2) 放送サービス・産業、(3) 放送インフラ、(4) 公共放送についても御審議いただければと思っております。

(2) について、今後の放送サービス・産業の在り方として、広告収入の減少に伴うローカル放送局の経営悪化といった課題やネット配信の拡大等を踏つつまえつつ、放送が(1)の役割を維持していくための経営基盤の強化や、放送コンテンツの製作・配信の強化を含めた今後の放送サービス・産業の在り方について検討いただければと存じます。

(3) について、これまでの放送ネットワークインフラを将来的に維持し続けることが困難となっている状況等を踏まえまして、地上放送や衛星放送、有線放送等、各インフラの役割分担も含めて、今後の放送インフラの整備・維持の在り方について検討いただければと存じます。

また(4) について、多様化する情報空間において、公共放送であるNHKが特に果たすべき役割、また、その役割を果たすために望ましい業務範囲や組織体制、財務基盤の在り方について検討いただければと存じます。

以上今後放送に関して御審議いただきたいものを説明させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○遠藤会長 ありがとうございました。非常に大変重い諮問をいただいたなという気がいたしますけれども、それでは、ただいまの御説明に関して、皆様方から御意見、御質問等ございましたら、ただいまからお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○長谷山委員 遠藤会長がおっしゃったように、大変に重い議論であると認識しております。人口減少や、地域における限界集落といった状況を受け、これまでの我々の共通認識や文化を支えてきた「放送」のあり方を今ここで見直されなければならないということは、極めて大きな決断を伴うものと考えております。

一方で、現状では平時を前提とした議論になりがちですが、災害等の緊急事態において、いかに信頼性を担保して情報を発信するかという点も重要です。この点においては、テレビだけでなく、ラジオ放送も並行して維持されている現状があると伺っております。したがって、信頼性の高い高品質な情報発信を維持しつつ、現在の人口減少社会をいかに乗り切るのかという、これまでにない全く新しいスキームを構築していく必要があるのではないかと思います。

まとまりのない発言で恐縮ですが、放送の重要性について、私自身の意見を述べさせていただきます。

○遠藤会長 貴重な視点をいただいたと思います。これら主体を、ぜひ検討する際には入れて御検討いただければというふうに思いました。

○内山委員 自分の専門領域なので非常に言いたいこと、言いにくいことがたくさんあるのですけれども、よく放送業界の方とお付き合いすると、走りながら考えるという表現がよく出てきます。もちろん環境変化が激しいことも含めて、あるいは元来、多様性を求めるという性質も含めて、前もって合理的に決めていくことが難しいという側面は過去からもあった話だと思います。ただ、それが環境変化の加速化によってより一層深刻な状況にはなってきていると。今回、この座組みが立ち上がることで、いろいろな検討がなされるということになると思いますけれども、難しいのは、表象的な合理性だけで物が決まらない世界には価値とか哲学とか思想というのが入ってくる世界ですので、なかなか竹を割ったような合理性で決まらない世界ではあります。そういうところで議論をすることになりますので、注意して議論を進めないと本当にダッチロールしてしまう可能性というのは十分にあるかと思います。ちゃんと決めていくという心積もりを持って臨むのが肝要かなというふうに思っております。

でも一方で、例えば偽・誤情報の話も今日入っておりますけれども、我々、全知全能の神様じゃないので、本当の意味での真実はつかみきれないので、つかみ切れないものをつかむ努力は必要でしょう。けれども、必ずつかまなければいけないという思想でいってしまうと、またそれがダッチロールの遠因になると思いますので、その辺りも、按配を持って臨まなければいけない問題かなというふうに考えている次第でございます。

○遠藤会長 大変示唆に富む御発言だと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見がないようでしたら、ただいまの説明を了承して本件諮問の審議に進めることにいたしたいと存じます。

本件につきましては、基本的かつ総合的な政策に関する調査審議であることから、情報通信審議会議事規則第11条第9項の規定に基づきまして、情報通信政策部に付託をさせていただきたいと存じます。情報通信政策部会の構成員の皆様方におかれましては、精力的な調査、かつ深い審議をお願いしたいと存じます。

(3) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長　　続きまして、報告案件に移りたいと存じます。

情報通信技術分科会及び各部会の活動の状況につきまして、事務局から御説明をいただきたいと存じます。お願いいたします。

○金子総合通信管理室長　　情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について、資料56－3により御説明させていただきます。

本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づき、前回開催されました第55回総会以降の情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について御報告申し上げるものです。

情報通信技術分科会は2回会合を開催し、2件の答申をいただいております。部会につきましては、情報通信政策部会は開催なし、電気通信事業政策部会は5回会合を開催し、3件の答申をいただいております。郵政政策部会は開催しておりません。

○遠藤会長　　ありがとうございました。今の報告につきまして、何か御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

閉　　会

○遠藤会長　　本日は以上で議題は終了いたしましたので、閉会とさせていただきたいと思えます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長　　特にございません。

○遠藤会長　　ありがとうございます。

本日の会議を終了させていただきたいと存じます。次回の日程につきましては、別途調整をさせていただき、事務局から御連絡をさせていただきたいと存じます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。